



平成20年 5月19日

各 位

会 社 名	株式会社 王将フードサービス
代 表 者 名	代表取締役社長 大東 隆行
会 社 コード	9936 (大証 第一部)
問 合 せ 先	専務取締役 経営企画部長 鈴木 和久
電 話	075-592-1411 (代表)

当社店舗に対する行政処分に関するお知らせとお詫び

平成20年3月19日付「当社店舗における未成年者への酒類提供に関してのお知らせ」でお知らせいたしました事項に対して、この度神奈川県公安委員会より下記行政処分を受けました。当社はこれを厳粛に受け止め、今まで以上に諸研修・会議・社内通達等を通じてコンプライアンスの徹底をはかり、各店舗においては、未成年者への酒類提供を防止するため年齢確認等を行うよう指導を行い、このような事態が再び発生することのないよう、従業員一人一人の一層の法令順守を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

【行政処分概要】

処分内容 : 営業停止処分 (神奈川県公安委員会指令 第433号)

平成20年5月23日から平成20年8月22日までの3日間

「餃子の王将 武蔵小杉店」の飲食店営業の営業停止

以 上